

令和 8 年第 6 回稲沢市農業委員会総会会議録

令和 8 年 6 月 24 日 稲沢市産業会館 大会議室

出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	大崎 和生	2 番	服部 猛
3 番	平手 秀夫		
5 番	丹下 和行	6 番	永井 八千代
7 番	加島 由隆	8 番	家田 里美
9 番	大谷 典央	10 番	春田 美智代
11 番	澤田 彰俊	12 番	近藤 昌弥
13 番	後藤 恵美		
15 番	堀田 泰樹	16 番	伊藤 英樹
17 番	伊藤 弥寿夫	18 番	三井 啓司

欠席委員

4 番	櫻井 吉美	14 番	石田 豊
19 番	関戸 梓		

【事務局】出席者

局 長	長崎 倫典	主 幹	川口 善徳
主 事	大崎 菜々子	主事補	川崎 良介

【農務課】出席者

主 幹	廣瀬 信博	主任	野田 旭宏

午後 2 時 0 分開会

【事務局】

定刻になりましたので、只今から、令和 8 年第 6 回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は、櫻井委員、石田委員、関戸委員の 3 名でございます。

総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第 5 条第 3 項の規定により「会長は会務を総理する」ことになっておりますので、大崎会長、議事進行をお願いいたします。なお、この後の会議につきましては、着座にて進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【会長】

皆様、こんにちは。委員の皆様におかれましてはご多忙のところ、御出席いただきありがとうございます。また、5 月総会におきましては、父の葬儀で欠席いたしまして、服部職務代理をはじめ皆様にご迷惑をおかけしましたこと心からお詫び申し上げます。

それでは、ただいまから、令和 8 年第 6 回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は 16 人であり、会議の成立を認めます。それでは、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第 1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は当席において、11 番澤田彰俊委員及び、12 番近藤昌弥委員を指名いたします。

次に日程第 2 議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 3 ページをお願い致します。

議案第 27 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

今月は所有権移転の案件のみです。4 ページをお願いいたします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地に隣接する農地を所有しており、効率的に耕作できるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 913 m²の農地を耕作しており、個人で年間 240 日、世帯で 384 日農業に従事しています。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地に隣接する農地を所有しており、効率的に耕作できるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 3,236 m²の農地を耕作しており、個人で年間 70 日、世帯で 160 日農業に従事しています。

番号 3 番から番号 5 番までは関連する申請のため一括で説明します。

番号 3 番～番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

開発に係る代替地対応のための農地交換です。

番号 3 番の受人は現在 9,274 m²の農地を耕作しており、個人で年間 60 日、世帯で 180 日農業に従事しています。

番号 4 番の受人は現在 12,674 m²の農地を耕作しており、個人で年間 200 日、世帯で 360 日農業に従事しています。

番号 5 番の受人は現在 11,799 m²の農地を耕作しており、個人で年間 300 日、世帯で 840 日農業に従事しています。

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。

受人は番号 4 番と同一です。

贈与での所有権移転です。

受人は申請地に隣接する農地を所有しており、効率的に耕作できるため、申請地を取得するものです。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

遠方の渡人が相続したものの耕作できないため、所有権を身内に戻すための申請です。受人は申請地近隣に自己所有農地があり、効率的に耕作することができます。

受人は現在 6,036 m²の農地を耕作しており、個人で年間 300 日、世帯で 600 日農業に従事しています。

番号 8 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地に隣接する農地を所有しており、効率的に耕作できるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 4,663 m²の農地を耕作しており、個人で年間 300 日、世帯で 550 日農業に従事しています。

番号 9 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地隣地に自宅を建設予定であり、家庭菜園をするため、申請地を取得するものです。

121 m²の農地で野菜を栽培、個人で年間 150 日農業に従事する計画となっております。

番号 10 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

受人は申請地の隣接農地を所有しており、効率的に耕作ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 4,456 m²の農地を耕作しており、個人で年間 300 日、世帯で 880 日農業に従事しております。

番号 11 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

1 筆について、登記地目は雑種地ですが現況は田となっております。

受人は水稻栽培について知人から技術的助言を受ける体制を整えており、規模拡大のため、申請地を取得するものです。

受人は現在 421 m²の農地を耕作しており、個人で年間 180 日農業に従事しております。

番号 12 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は規模拡大のため、申請地を取得するものです。

受人は現在 9,585 m²の農地を耕作しており、個人で年間 150 日農業に従事しております。

番号 13 番 申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

渡人と受人は親戚関係で、渡人が耕作できないため所有権を身内に戻すための申請です。

175 m²の農地で野菜を栽培、個人で年間 200 日農業に従事する計画となっております。

6 ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計 13 件、移動の土地は、田 8 筆 3,924 m²、畑 6 筆 2,060 m²、雑種地 1 筆 19 m²合計 15 筆 6,003 m²です。

以上 13 件のうち、番号 1 番から 13 番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第 3 条第 2 項・3 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

【会長】

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程 3 議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

7 ページをお願いします。議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。8 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分家住宅を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分家住宅を設置します。農地区分は第 1 種農地ですが、集落に接続しているため、許可要件を満たしております。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地で、

雑種地 753 m²と一体利用します。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分家住宅を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 1 種農地ですが、集落に接続しているため、許可要件を満たしております。

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、進入路を設置します。農地区分は第 1 種農地ですが、集落に接続しているため、許可要件を満たしております。

9 ページお願いいたします。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、農業用倉庫を設置します。農地区分は第 1 種農地ですが、集落に接続しているため、許可要件を満たしております。

番号 8 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、資材置場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 9 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、自動車整備工場を設置します。農地区分は第 1 種農地ですが、集落に接続しているため、許可要件を満たしております。こちらは、5 条 12 番と同時申請で宅地 24.08 m²と一体利用します。

番号 10 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、資材置場を設置します。農地区分は第 1 種農地ですが、集落に接続しているため、許可要件を満たしております。

番号 11 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、車両置場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

11 ページお願いいたします。

ここからは権利設定の案件についてご説明いたします。

番号 12 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは、自動車整備工場を設置します。農地区分は第 1 種農地ですが集落に接続しているため、許可要件を満たしております。こちらは、5 条 9 番と同時申請で宅地 24.08 m²と一体利用します。

番号 13 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは、分家住宅を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 14 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは、分家住宅を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 15 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 16 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは、農家住宅を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 17 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 18 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは、分家住宅を設置します。農地区分は第 1 種農地ですが、集落に接続しているため、許可要件を満たしております。

番号 19 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 20 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは、駐車場として一時的に利用するものです。農地区

分は第 2 種農地で、一時転用期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までです。

12 ページの総括表をご覧ください。

5 条の申請件数は、20 件 転用の土地 田 24 筆 9,894.46 m² 畑 16 筆 4,931 m² 合計 40 筆 14,825.46 m²です。

以上 5 条申請 20 件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

なお、議事参与の制限により、後藤恵美委員は、採決に加わることはできませんのでよろしくお願い申し上げます。

議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 4 議案第 29 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（一括設定）に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 13 ページをお願い致します。

議案第 29 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)に対する意見聴取について」 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（一括設定）を次のとおり受理したので、同条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

14 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積等促進計画案になります。

申請地 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定は 17 筆、使用賃借権の設定は 54 筆です。

貸借期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日までが 1 筆、令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 12 月 31 日までが 67 筆、令和 8 年 8 月 1 日から令和 38 年 12 月 31 日までが 3 筆です。

20 ページ総括表をお願い致します。

田 24 筆 畑 47 筆 合計 42,287 m² になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。

なお、議事参与の制限により、後藤恵美委員、澤田彰俊委員は、採決に加わることはできませんので、よろしくお願いします。議案第 29 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（一括設定）に対する意見聴取について」、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 5 議案第 30 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 21 ページをお願い致します。

議案第 30 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）に対する意見聴取について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）を次のとおり受理したので、同法第 19 条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出 会長名でございます。

22 ページをお願いします。

こちらの案件につきましては、既に利用権設定された農地について、受け手を変更する計画案となります。

申請地 地目 面積 を朗読。

すべて賃借権の設定になります。

貸借期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までが 3 筆、令和 8 年 8 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までが 63 筆、令和 8 年 8 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までが 3 筆、令和 8 年 8 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日までが 22 筆、令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日までが 1 筆、令和 8 年 8 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日までが 2 筆、令和 8 年 8 月 1 日から令和 17 年 12 月 31 日までが 1 筆、令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 12 月 31 日までが 3 筆です。

29 ページ総括表をお願いいたします。

合計 田 98 筆 57,092 m²になります。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

議案第 30 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）に対する意見聴取について」、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 6 議案第 31 号「地域計画策定に係る協議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 30 ページをお願いします。

議案第 31 号「地域計画策定に係る協議について」農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、次のとおり地域計画策定案を受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

6 月案件は、新たに位置付ける者 3 名と地域計画からの除外 7 筆です。

先に新たに位置づけるものについてです。

番号 1～3 番 地番 地目 面積 地域計画の区域 経営規模の計画 を朗読。

次に地域計画区域からの除外についてです。

番号 1～7 番 地番 地目 面積 地域計画の区域 を朗読。

いずれも農振除外・農地転用のために除外するものです。農振除外の詳細については、次の議案にて説明いたします。

新たに位置付ける者 3 名と地域計画からの除外 7 筆、いずれについても地域内で実施した協議での意見はありませんでした。

説明は以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

なお、議事参与の制限により、家田里美委員は採決に加わることはできませんので、よろしくお願いします。

議案第 31 号「地域計画策定に係る協議について」異議のないことを稲沢市長へ報告することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議のないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第 7 報告第 32 号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

【農務課】

総会提出議案 31 ページをお願いします。

議案第 32 号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更を次のとおり受理したので、同法施行規則第 3 条の 2 の規定により、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農業振興地域整備計画の変更について 6 月案件は除外 11 件です。別途、農振除外位置図を添付しておりますのであわせてご覧ください。それでは、説明させていただきます。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

新たな駐車場を整備するための除外です。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

市街化調整区域内地区計画を策定し、新たな宅地を造成するための除外です。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

住宅型有料老人ホームを建築するための除外です。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。

社宅を建築するための除外です。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

物流倉庫を建築するための除外です。

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。

分家住宅を建築するための除外です。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。

工場を建築するための除外です。

番号 8 番 申請地 地目 面積 を朗読。

分家住宅を建築するための除外です。

番号 9 番 申請地 地目 面積 を朗読。

山崎保育園の駐車場として整備するための除外です。

番号 10 番 申請地 地目 面積 を朗読。

タイヤ等の資材置場として整備するための除外です。

番号 11 番 申請地 地目 面積 を朗読。

分家住宅を建築するための除外です。

除外 11 件、田 32,096.52 m²、畑 18,570 m²、その他 1,342 m² 合計 52,008.52 m²

いずれも農振法の要件を満たすものとして除外相当と考えます。

説明は以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。なお、議事参与の制限により、家田里美委員は採決に加わることはできませんので、よろしくお願いします。

議案第 32 号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 8 報告第 18 号「現況証明願の報告について」から日程第 11 報告第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可の取下げの報告について」までを一括して事務局からの説明を求めます。

【事務局】

36 ページをお願いします。

報告第 18 号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

37 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

昭和 45 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

昭和 60 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

平成 7 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。

平成 7 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

昭和 44 年より工場敷地として利用しておりました。

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。

平成 14 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。
昭和 56 年より車庫として利用しておりました。

38 ページをお願いします。

報告第 19 号 農地法第 5 条の規定による届出の報告についてです。
農地法第 5 条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 5 の (6) のア
の規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

39 ページをお願いします。

先に所有権移転の案件からご報告いたします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。
売買による所有権移転で、遊技場設置による転用です。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。
売買による所有権移転で、駐車場設置による転用です。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。
売買による所有権移転で、駐車場設置による転用です。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。
売買による所有権移転で、住宅建築による転用です。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。
売買による所有権移転で、住宅建築による転用です。

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。
売買による所有権移転で、住宅建築による転用です。

40 ページお願いいたします。
ここからは権利設定の案件です。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。
使用貸借権による権利設定で車庫設置のための転用です。

41 ページ総括表をご覧ください。

5 条の申請件数は 7 件 田 4 筆 1,589 m² 畑 6 筆 1,350 m² 合計 10 筆 2,939 m²で
す。

つづきまして、42 ページをお願いいたします。

報告第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告についてです。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

43 ページをお願いいたします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

自作のため、賃借権を解除します。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地改良のため、賃借権を解除します。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借料変更のため賃借権を解除します。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号 8 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

番号 9 番 申請地 地目 面積 を朗読。

一時転用のため賃借権を解除します。

44 ページをお願いいたします。

番号 10 番 申請地 地目 面積 を朗読。

一時転用のため賃借権を解除します。

番号 11 番 申請地 地目 面積 を朗読。
一時転用のため賃借権を解除します。

番号 12 番 申請地 地目 面積 を朗読。
一時転用のため賃借権を解除します。

番号 13 番 申請地 地目 面積 を朗読。
一時転用のため賃借権を解除します。

番号 14 番 申請地 地目 面積 を朗読。
農地売却のため賃借権を解除します。

番号 15 番 申請地 地目 面積 を朗読。
農地転用のため賃借権を解除します。

番号 16 番 申請地 地目 面積 を朗読。
農地転用のため賃借権を解除します。

45 ページの総括表をお願いします。
申請件数 16 件 田 19 筆 10,343 m² 畑 3 筆 1,716 m² 合計 22 筆 12,059 m²です。
以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。
質疑もないようですので、これで報告を終わります。
以上で本日の日程は、終了いたしました。
長時間、御審議いただきありがとうございました。
その他委員の皆様から何かございますか。
これもちまして、令和 8 年第 6 回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 40 分閉会

令和 年 月 日

会長

大崎 和生

令和 8 年第 6 回稲沢市農業委員会総会会議録

令和 8 年 6 月 24 日 稲沢市産業会館 大会議室

11 番委員

澤田 彰俊

12 番委員

近藤 昌弥